

京都市教育委員会訓令甲第1号

事務局

学 校

幼稚園

京都市教育委員会職員証発行規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月19日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「別記様式の職員証」を「職員証（第1号様式。第4号に掲げる者にあつては第2号様式）」に改める。

別記様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

（表面）



（裏面）

注 意

- 1 本証は、職務執行中常にこれを携帯しなければならない。
- 2 氏名に変更を生じたときは、訂正を受けなければならない。
- 3 本証を貸与、譲渡、紛失、若しくは改ざんしたときは、処分されることがある。
- 4 本証を更新したとき、又は身分を失ったときは、直ちにこれを返還しなければならない。
- 5 有効期限 平成 年 月 日

備考 地模様は、京都市紋章の略章とする。

第2号様式（第1条関係）

（表面）

学校幼稚園職員証 No. _____
職名 _____
氏名 _____
年 月 日生 _____
京都市教育委員会 京都市教育委員会印

（裏面）

注 意

- 1 本証は、職務執行中常にこれを携帯しなければならない。
- 2 本証を賞与、譲渡、紛失、若しくは改ざんしたときは、処分されることがある。
- 3 本証を更新したとき又は身分を失ったときは、直ちにこれを返還しなければならない。
- 4 所属、職名又は氏名に変更を生じたときは、訂正を受けなければならない。
- 5 有効期限 平成 年 月 日

備考 地模様は、京都市紋章の略章とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）